

## 科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成25年4月10日現在

機関番号：12601

研究種目：基盤研究（B）

研究期間：2010～2012

課題番号：22402036

研究課題名（和文）日韓独における樹木葬の制度と契約者意識に関する研究

研究課題名（英文）Japan and South Korea and Germany Afforested Burial institutions and consciousness of Membership of study

研究代表者

永田 信 (NAGATA Shin)

東京大学・大学院農学生命科学研究所・ 教授

研究者番号：20164436

**研究成果の概要（和文）**：樹木葬の背景に日本は墓地継承問題、韓国は土地問題、ドイツは墓地管理問題がある。韓国とドイツは森林のまま樹木葬地を造成し、森林として管理、追慕木も既存の樹木を使用する。日本は森林を墓地にし、樹木を新しく植える。韓国の樹木葬はドイツの樹木葬を大いに参考したが、墓地のイメージが強く、日本の樹木葬とかわりない。本来、各国は森林に対する認識が違っており、これをどう超えるかが今後の樹木葬の展開に重要なポイントであるといえる。

**研究成果の概要（英文）**：As background of Afforested Burial we may point out the cemetery succession issues in Japan, land issues in Korea, and graveyard management issues in Germany. Korea and Germany, the forests are managed to make it the Afforested Burial and existing trees are used as memorial trees. Forest is changed to cemetery in Japan and new trees are planted. Afforested Burial of Korea was created following the German Afforested Burial as a model. In Korea, however, Afforested Burial is influenced of the image of traditional cemetery. The similar image is found in Japan's Afforested Burial. Forest is recognized differently in each country. To bridge this different recognition in the future is an important point in the development of Afforested Burial.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合 計
2010 年度	3,900,000	1,170,000	5,070,000
2011 年度	4,000,000	1,200,000	5,200,000
2012 年度	1,500,000	450,000	1,950,000
年度			
年度			
総 計	9,400,000	2,820,000	12,220,000

研究分野：社会学

科研費の分科・細目：社会学

キーワード：樹木葬、里山、墓地、自然葬、Friedwald

### 1. 研究開始当初の背景

近年、アメリカやヨーロッパ、中国など世界的に自然葬が広がっている。その理由としては葬墓での自然志向や経済的に安価であることが挙げら

れる。自然葬は主に海や川、森などで骨粉を撒く散骨を指す。しかし日本とドイツでは1999年から散骨とは違う自然葬が登場した。それは森林や公園墓地などで焼骨を埋葬する方法で、樹木葬という。樹木葬は自然葬が広まっている理由もさること

とながら、追慕場所を持つという面で散骨より選ばれている。

特に日本での樹木葬は里山保全を目的に始まった。日本では全国的に里山の管理放棄や、大規模な里山の開発の問題が顕在化してきている。森林・林業白書でも里山の管理放棄による森林のもつ多面的な機能発揮への阻害が指摘されている。

金・永田（2008）は、このような里山保全の視点から樹木葬を捉え、「樹木葬」は「墳墓に焼骨を直接埋蔵し、地上に樹木を植える葬送方法」であり、「樹木葬墓地」は「里山保全のために樹木葬を実施する墓地」であると規定した上で「樹木葬墓地」を制度上に位置づけた。さらに「樹木葬墓地」は里山保全や地域活性化に有効な方向へ向っていると述べた。「樹木葬墓地」は里山保全を担う新たな墓地形態であり、関連制度において「樹木葬」定義を明確化すべきとして、里山保全を目的とした「樹木葬」に関する規定を置くことを提言した。

金・永田（2008）以前の樹木葬の研究では、現代における家族構造や先祖祭祀の変化の視点から樹木葬を捉えている。森（1993）は「祖先の祭祀」から「葬送の自由」への移行、井上（2003）は「脱墓石」、「脱家」であるとし、継承者や宗教を前提としない葬墓形態の一つとして樹木葬が述べられている。

一方、ドイツで行われている樹木葬は有限会社「Friedwald」が進めており、最初の樹木葬は2001年Reinhardswaldに設置された。

ドイツの樹木葬に関して、姜（2006）はドイツでは環境にやさしい素材を追及する生活観念とマッチし、埋葬形態として肯定的に認識され広まっていると述べている。

一方で、韓国では1990年以降、墓地不足や墓地造成による森林破壊の問題が顕在化し、従来の埋葬慣習を火葬に変え納骨するように葬墓政策を進めてきた。こうしたなか2007年には日本やドイツの樹木葬を参考し取り入れ、自然葬制度（樹木葬を含む）が導入された。

黄（2006）は、国有林での樹木葬林の導入による経済的合理性と山村地域住民の所得の増大など樹木葬の妥当性を検討した。そして韓国における土葬による山林毀損及び国土の死蔵化問題、国有林の保護中心の非効率的な利用を解決できる最善策として樹木葬の可能性を述べた。

2009年には国有林で樹木葬林が設置され、各地方自治体でも樹木葬実施に向け整備が進められている。

以上のように樹木葬は各国で新しい葬墓形態の

一つとして受け入れられており、今後も展開していくことが予測される。

## 2. 研究の目的

樹木葬の実態及び制度に関して明らかにしたのは金・永田（2008）が唯一であるが、里山保全に焦点をあてたものであり、社会的背景への言及が不十分であった。現在、日本における樹木葬研究は民俗学、法社会学、宗教学、文化人類学などの分野で行われるようになり、家制度の崩壊の視点から樹木葬を捉え、継承を前提としない葬墓形態の一つとして扱っており、さらに樹木葬の歴史が浅いこともあり、前述した社会変化による新しい葬墓形態の一つとして紹介するに止まっている。故に樹木葬の実態に踏み込んだ研究はなされていなかったといえる。

一方で韓国における樹木葬の研究は林学、行政学、法学などの分野で墓地問題を土地問題、環境問題の視点から捉え、自然葬制度の導入及び樹木葬の必要性について論じたものが殆どであった。しかし樹木葬が急展開している状況で、自然葬制度が導入され、国有林での樹木葬林が設置された現状では必要性を論ずるだけでは不充分であり、今後は樹木葬の事例や制度分析に関する研究が必要である。以上のように樹木葬に関する研究は分析視角が偏っており、またその歴史自体も浅く、他国の樹木葬紹介に過ぎなかったためその実態は勿論、各国の樹木葬の相関関係も把握できていない。

死の処理問題は宗教との関連が深く、特にアジアとヨーロッパは異なる宗教文化圏に属するため、死の処理方法や死者に対する社会的、個人的な受け入れ方においての違いが明確である。ところが樹木葬は日本と韓国、ドイツで受け入れられており、なぜ異国間で樹木葬に注目するのか、同類の樹木葬なのかなどの疑問に関しては従来の研究がそれぞれの国の樹木葬の断片的なものであったため、明らかにされていない。これらの疑問に答えるために本研究では金・永田（2008）の研究からさらに発展させ、韓国やドイツの樹木葬の実態及び制度、さらにその背景を樹木葬契約者への意識調査から明らかにしたい。

具体的には日本、韓国、ドイツの樹木葬の一、制度を把握し、樹木葬の仕組み及び葬墓法上の位置づけを行う。  
二、事例を調査し、実態を把握、各国の樹木葬のハード面を明らかにする。

三、契約者への意識調査を行い、樹木葬のソフト面である社会的背景を明らかにする。

四、最後に一、二、三のそれぞれ比較し、共通点及び相違点を明らかにする。

### 3. 研究の方法

本研究では樹木葬の総合的な把握のために、制度調査、事例調査、意識調査、総合分析の順の四段階で研究を行う。具体的な方法としては制度調査では各国の現行葬墓関連法律の分析及び管轄機関への聞き取りを行い、どのような制度に基づいて樹木葬が行われているのかを把握する。次に事例調査では文献レビュー及び現地調査を行い、現地調査の際には事例地のほか管轄行政機関などへの聞き取り調査も含めて、どのように樹木葬が行われているかを具体的に把握する。この樹木葬の制度調査及び事例調査に関しては金・永田（2008）を参考にしながら調査項目を作成する。最後の意識調査では先行意識調査レビュー及び樹木葬契約者へのアンケート調査を行う。先行意識調査としては井上（2003）、金（2009）を参考にし、どのような背景をもった人が樹木葬を選択しているのかを把握する。

研究対象に関してはまず、制度調査は各国の葬墓関連法律及びその他関連法律、また事例所在地の地方自治体に別途の条例がある場合はその条例も含め分析対象とする。

事例調査地としては各国で最初に樹木葬を実施した、韓国の「ハヌル森追慕園（以下、「追慕園」）」及びドイツの Reinhardswald 樹木葬林を対象とする。韓国の場合、モデル樹木葬林として国有林に樹木葬林が設置されており、韓国の代表的な樹木葬林といえる。さらに自然葬制度が導入され、正式な制度に則って造成された最初の事例である。事例調査の内容は設置経緯、敷地状況、運営状況、管理方法、約款などについてである。

最後に意識調査は各国で最初に行政による許可を得て実施している三ヵ所の樹木葬を選び、その契約者を対象に郵送によるアンケート調査を実施することにしたが、郵送方式が困難な場合は面接方式を探る。設問内容は大きく、契約者の個人属性、樹木葬への評価、普段の自然との関わり方の三つに区分される。

個人属性及び樹木葬への評価に関しては前述した井上（2003）、金（2009）で明らかになった部分もあるが、さらにこれらを参考に個人的、社会的背景を明らかにすることまでを調査内容とする。

### 4. 研究成果

#### （1）日本における樹木葬

##### ①樹木葬契約者への意識調査

調査方法は2010年11月に知勝院経由で樹木葬全会員（1500通）に調査票を郵送した。調査票は大きく属性、一般的な樹木葬についての評価及び樹木葬墓地による里山保全に対しての意識、知勝院の樹木葬墓地についての評価及び地域経済への影響の三つに区分して構成した。また井上（2002）及び厚生科学特別研究事業である「墓地に関する意識調査」（1998）、金（2007）を参考にしながら質問票を作成した。回答は1014通で回収率は67.6%である。

主な意識調査結果は以下のようである。

まず属性の結果を述べる。男女の比率（n=984）は「男性」41.1%、「女性」58.9%、年齢の比率（n=983）は60代36.7%、70代38.4%で、60才以上が全体の75%を超える。居住地域（n=984）は東京、宮城、埼玉の順に多い。結婚（n=983）に関しては「既婚」56.2%、「既婚（離別）」7.4%、「既婚（死別）」29.9%、「未婚」6.5%である。世帯構成（n=985）は「一人暮らし」30.2%、「夫婦のみ」39.9%が全体の70%を越える。結婚と世帯構成を男女別でみると結婚は、男性は既婚が圧倒的に多く、女性は既婚と死別が多い。世帯構成は、男性は夫婦のみが、女性は一人暮らしが最も多い。

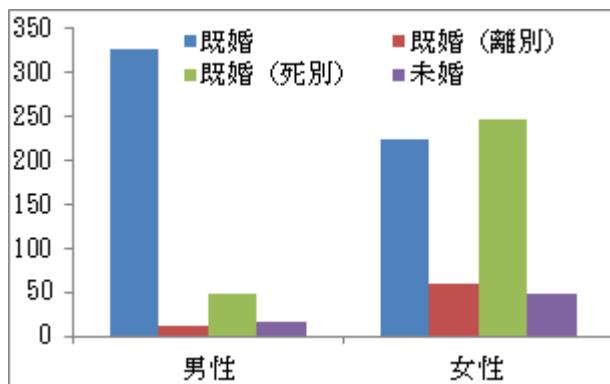


図1 男女別の結婚

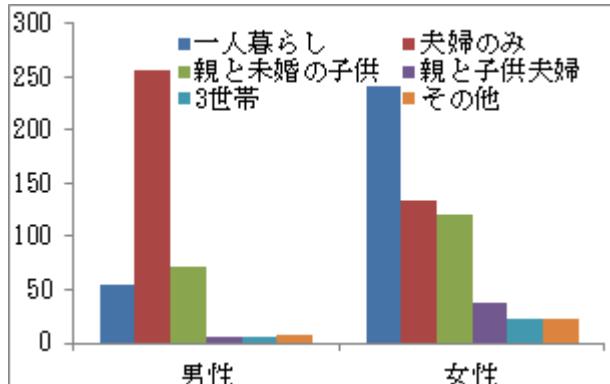


図2 男女別の世帯構成

続いて、子供（n=983）に関しては、「いる」78.1%、

「いない」21.9%である。最終学歴(n=917)は「高校卒」37.5%、「専門学校卒」17.4%、「大学卒」29.9%、「大学院卒」2.4%で高校卒以上の契約者が87.2%である。社会問題としての墓地問題についての認識は「墓地の継承者がいない」、「墓地の購入価格が高い」、「墓地造成による自然破壊」が上位三つの回答である。

次に、樹木葬に関する結果を述べる。

樹木葬を選んだ理由は「自然に還りたいから」、「継承者がいなくていいから」、「宗教・宗派が関係ないから」が上位三つの回答である。ちなみに

「里山保全ができるから」は4位であった。樹木葬墓地は里山保全につながるかどうかについて(n=985)は「そう思う」51.2%、「どちらかといえばそう思う」21.7%、「非常にそう思う」18%で里山保全につながると思っている契約者が90%を超えた。そして里山保全は「里山の生物多様性を守ること」であると考えている契約者も多かった。

樹木葬の満足度(n=1008)は「満足」が93.6%で非常に高く、価格(n=977)に関しては「適当」が50.7%で一番多い。樹木葬を推薦するか(n=990)については他の人にすすめると思う契約者は67.2%である。樹木葬の埋葬対象者は「自分」が最も多く選ばれ、次に「配偶者」であった。

樹木葬墓地への墓参りの年間回数(n=713)は1~2回、訪問日数(n=796)は1日、訪問人数(n=666)は二人が最も多い。

## ②意識調査からの樹木葬の課題

契約者は樹木葬と里山保全との関係は意識しているものの、樹木葬を選ぶ理由としては積極的に反映されていない。里山に樹木葬墓地を造成するだけでなく、実質的な里山保全活動を行うことが必要とされているのであろう。訪問回数及び日数、人数からみて、樹木葬墓地が地域経済に十分に貢献できるためには、これらの結果を増やす必要がある。一人や夫婦だけでなく子供や孫の世帯まで利用可能な家族単位での契約を増やしていくことが、一つの対策であると考えられる。

### (2)韓国における樹木葬

#### ①制度分析

樹木葬は制度上では直接には定義づけられるのではなく、「自然葬」、「樹木葬林」という新たな用語で登場している。「葬事法」では「自然葬」とは「火葬した遺骨の骨粉を樹木・花草・芝などの下または周りに埋め葬すこと」となっており、樹木葬より多様な、自然を活用した葬事となっている。樹木葬は「樹木の周りに骨粉を埋め葬すこと」であり、「自然葬」の一種であると解釈できる。次に「樹木葬林」とは、「山林資源の造成及び管理に関する法律」(一)第二条第一号による山林に造成する自然葬地をいう」としている。ここでいう「自然葬地」とは「自然葬で葬事できる区域」である。以上の定義をまとめると「樹木葬林」とは

「山林に造成する、火葬した遺骨の骨粉を樹木・花草・芝などの下または周りに埋め葬事することができる区域」である。「樹木葬林」は「自然葬地」の一種であるが、「山林に造成」ということで他の「自然葬地」とは区別され、樹木葬を行うところが「樹木葬林」であるとは限らない。つまり制度上では樹木葬は「自然葬地」と「樹木葬林」の二つのパターンがあり得る。

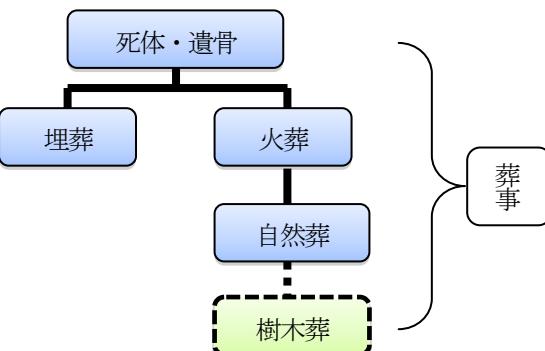


図3 制度上の死体・遺骨処理方法

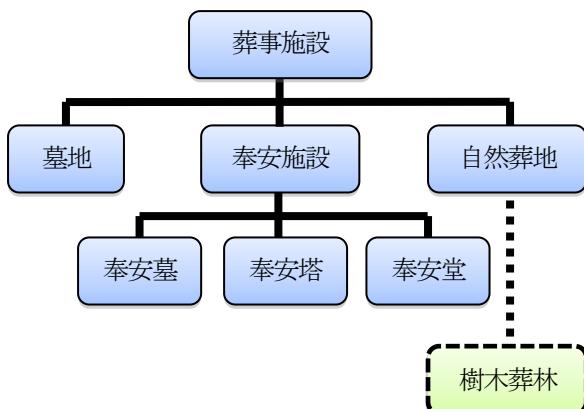


図4 制度上の葬事施設の分類

墓地等に関する行政管轄行政機関は「保健福祉部」で、「自然葬」制度として「保健福祉部」の管轄となる。ただし「葬事法」には「山林庁長又は他の中央行政機関の長は国有林など国有地に樹木葬林もしくはその他の自然葬地を造成・管理することができる」とされており、山林庁は国有「樹木葬林」を造成した。「樹木葬林」は大きく公設、私設に分けられるが、私設の場合は個人及び家族、宗中及び門中、法人などによる造成が可能である。その設置及び造成基準は主体ごとに異なり、法人などの場合は造成許可が必要であるが、その他は造成申告だけで済む。また公設及び法人以外は一ヶ所のみ造成が可能である。ここでいう法人などとは「自然葬地の造成・管理を目的に「民法」により設立された財團法人又は公共法人及び宗教団体」である。公共法人は「公団、公社、農協の他

に山林組合」がある。山林組合の場合、「山林組合法」に基づき福祉厚生事業として、「公園墓地」、「樹木葬林」、「奉安堂」の造成及び管理などを行うとされている。

ところで国有「樹木葬林」の場合は、例外を除き追慕木の事前予約及び売買を禁じている。

また「自然葬地」、「樹木葬林」の使用又は設置期間に制限はないが、国有「樹木葬林」については、追慕木の使用期限に関して「最初の使用期間は十五年でその後十五年ずつ三回の延長が可能である」とされており、最長六十年の使用を認めている。このような国有「樹木葬林」の追慕木の使用期限は「墳墓」の設置期限と同様である。

さらに、追慕木の災害による枯死などの場合には「樹高が二メートル以上の木を再植栽する」となっている。

加えて、「樹木葬林」の方法に関しては、「自然葬」の方法に従えば良いが、「粉骨を地面から30cm以上の深さに埋めるが、容器を使用する場合は、その材質が生分解性樹脂製品、又は生化学的に分解可能なもので、その大きさは縦、横、高さが各30cm以下のもの」に限られる。容器を使用しない場合は土と混ぜて埋める。このように「自然葬」の場合、既存の埋葬に比べ、なるべく早い段階で自然と同化できる方法で行うことになっている。

## ②事例調査

2009年5月に国有樹木葬林「追慕園」がソウルから東へ約120km、車で約2時間30分の距離の位置に開園された。「追慕園」は主にドイツ及びイスのFriedwaldを参考に造成された。「追慕園」は山林組合中央会が設計し、その工事は楊平(ヤンピョン)山林組合が担当した。工事費としては17億9100万ウォンが投じられた。「追慕園」の運営・管理は山林組合中央会に委託されている。「追慕園」からの収益は国家が20%、受託者80%の比率で配分する。委託の契約期間は5年で、5年ごとに更新できる。「樹木葬林」の山林の管理は一般的の山林管理とは異なり、特に追慕木は故人の象徴であるのでその管理が大事である。山林庁で出された「樹木葬林」の造成、運営、管理についてのガイドラインには「樹木葬林」の森づくりに関する景観を考慮しながら追慕木を管理すべきであり、応用的な管理が必要であるとしている。さらに、災害による追慕木の損傷は「樹木葬林」に対する信頼及び今後の展開に関わる深刻な問題であり、山火事、山崩壊、病虫害などの災害防備の管理を強調している。

「追慕園」の敷地である国有林全体の面積は

5,782,032m<sup>2</sup>で、その内100,209m<sup>2</sup>が「樹木葬林」区域であり、七つにゾーニングされている。その他の施設としては管理事務所などの案内施設が1,835m<sup>2</sup>、駐車場が3,000m<sup>2</sup>、中央広場2,065m<sup>2</sup>などがある。また追慕路として林道2.2kmが整備されている。

園内の追慕木としては成長が旺盛で自然災害及び病害虫の被害がなく、30年~40年生で曲がっていない木が選定された。樹種はチョウセンゴヨウ、クヌギが80%を超える。樹木の間隔は約6mであり、1ha当たり約200本の追慕木と約200本の中庸木がある。さらに追慕木は直径によって等級が分かれ、使用料が異なるが、A等級873本、B等級1,063本、C等級73本となっている。平均樹高は14mで、平均径級は24cmである。

「追慕園」の契約率は家族木が約80%、共同木が約20%である。2011年には契約率が低かった七区域の共同木574本の内440本を家族木に転換して提供した。

## ③樹木葬の課題

「樹木葬林」は、山林庁と保健福祉部の協議の末、「山林」に造成する「自然葬地」として他の「自然葬地」である埋葬施設とは区別され生み出されたものである。こういった経緯で造られた「樹木葬林」は、埋葬施設の受け皿としてだけではなく、国有林として公益的機能も果たせる「山林」にして行く必要がある。埋葬施設は「NIMBY」施設であり、「山林」に造成される「樹木葬林」は都市部から離れた山村に造成される場合が多いと思われる。その対象地の地元へのインセンティブとしては短期的に結果が見えるもの以外に「樹木葬林」を媒介として都市部との交流ができ、長期的な地域活性化につながる対策も考える必要があると思われる。

## (3) ドイツにおける樹木葬

### ①背景

ドイツにおける樹木葬の背景として墓地管理放棄の顕在化が挙げられる。従来のドイツの墓地は庭園管理人を雇用して管理させるのが一般的であった。しかし近年、都心部への人口の流れ、継承者がいないなどのため、墓地の管理が困難になってきている。管理されずに荒れた墓は周りの墓にも迷惑であり、埋葬に対するイメージまで悪くする。

### ②事例調査

ドイツの樹木葬は2001年9月に始まっており、イスのUeli Sauter氏が考案したもの有限会社「Friedwald」(以下、「Friedwald」、ただし樹木葬を意味する場合はFriedwald)が本格化したものである。従来、ドイツにおいて墓地は行政また

は協会が経営主体であったため、Friedwald を始める当初は宗教関係者ら及び地域住民の反対が多くたが、現在、は 41ヶ所にも及ぶ。

Friedwald の名称及び方法に関して特許をとっている。Friedwald 造成の条件は、面積 20ha 以上の混交林としている。本来なら墓地の境界として墓地関連法律に基づく塀の設置の義務がある。しかし Friedwald は広大な森林であるため塀の設置は不可能であり、州やゲマインデと交渉してこの義務を免除してきた。「Friedwald」は国立、公共、個人など色々な所有形態の森林とそれぞれ異なる条件で契約を結んでいる。

Friedwald は契約期間が 99 年と 40 年～50 年単位で借りる一般墓地より長く、管理費が必要ないので経済的である。埋葬契約書上の契約者は一人で、後から契約を行ったため、契約期間が短い人は価格が安くなるなど、契約金は契約者ごとにことなる。追暮木が若いか古いかによっても価格は異なる。そして墓地契約期間の最後の 20 年は新しく埋葬契約は結ばない。Friedwald は生前契約が多く、契約者が埋葬される以前に「Friedwald」がなくなる可能性もあるので政府が保証し、登記を土地台帳に明記する。Hessen 州では樹木葬に関する制度は整備されてないが、「Friedwald」の約款は公的な力を持つ。

Reinhardswald の Friedwald は Reinhardswald の営林局と「Friedwald」が契約を結んでいる。州有林を個人に貸すことは希なことだが、Vidmung というものがあり、これは公共物指定のことで墓地として使える。Hessen 州は 42% が森林で、所有は区有林、私有林、公有林が 1/3 ずつであり、Reinhardswald はもともと貴族の狩猟林であった。

営林局は契約する人を接客し、仮契約を行うなど窓口の役割をする。本契約は「Friedwald」が行う。森林内の木が枯れた場合、営林局が新しく植える木の費用を「Friedwald」に要求する。Friedwald の面積は 110ha で、地目は山林である。Reinhardswald はゲマインデでありながら人が住んでいない地域であるため Friedwald の許可が得やすかった。

追暮木は家族用、友達用、コミュニティー用があり、追暮木一本当たり 10 位まで埋葬できる。ペットの場合、法律上では禁じられているが、ここでは個人に任せている。埋葬する際は森林官が同行し、火葬した骨を生化学分解できる納骨箱に入れ行う。追暮木の登録は「Friedwald」が行い、営林署に知らせる。樹木に対する表札は、家族用木の場合名刺サイズ、グループまたはゲマインデ用

の場合は名刺の 3 倍のサイズのものを使用する。

Friedwald では森林施業上の厳しい区域を使用しているため林業は行わないが「Friedwald」との契約で経済的に役立っている。また狩猟もしない。本来なら狩猟権は年間 1ha 当り 40 ユーロで契約できるが、制度上、墓地区域内では狩猟は禁じられている。樹種はナラ 50%、ブナ 30%、トウヒとカラマツ 20% である。

今までの墓地は厳肅な雰囲気であったが、これに対して Friedwald はもう少し接しやすい雰囲気である。Friedwald の場合、男性より女性の関心が高く、女性に決定権のある場合も見られる。契約期間が長い面及び管理の必要がない点で契約者の満足度は高い。

#### (5) 成果の国内外における位置づけとインパクト、今後の展望

樹木葬の歴史はまだ浅く、それだけをターゲットにした研究は少ない。樹木葬に関する議論を深めることは未だ端緒に就いたばかりであるが、本研究のように現在世界的にどのように葬墓文化が変動しているのか、各国の樹木葬に関する基本的なデータをまとめて残しておくことは必要であり、今後の研究に情報提供の面でインパクトがあると考える。現在、樹木葬を取り入れている国が増えており、特に東アジアでは土地問題と深い関係がある。今後はこのような視点から経済発展と伴う東アジアの土地問題から見た墓地問題の議論が活発になることを期待している。

#### 5. 主な発表論文等（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

##### 〔雑誌論文〕（計 1 件）

1. 金亮希 (2012) 山林を活用した埋葬施設としての樹木葬—韓国の国有「樹木葬林」の取組、『山林』1543 号、pp. 27–35

#### 6. 研究組織

##### (1) 研究代表者

永田 信 (NAGATA Shin)  
東京大学・大学院農学生命科学研究科  
教授  
研究者番号 : 20164436

##### (2) 研究分担者

( )

研究者番号 :

##### (3) 連携研究者

( )

研究者番号 :